

引上げ分の地方消費税交付金の使途について

令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、市に交付される地方消費税交付金も増額となり、その増額分（社会保障財源化分）は、社会保障の施策に充てることになっていきます。

本市の令和6年度当初予算では、増額分（社会保障財源化分）を3億2,470万円と見込んでおり、下表のとおり事業に充てる予定です。

（単位：千円）

事業	事業内容	事業費	財源内訳		
			国・道 その他の 特定財源	一般財源	
				うち引上げ 分の地方消 費税交付金	
障がい者 福祉	障がい者自立支援費、 身体障がい者福祉費など	1,004,455	725,076	279,379	40,590
高齢者 福祉	老人ホーム費、 老人福祉費など	409,376	91,955	317,421	46,117
児童福祉	子ども子育て支援費、 児童福祉施設費、 児童福祉総務費など	1,102,003	698,476	403,527	58,626
母子父子 福祉	母子相談、 児童扶養手当支給費など	69,910	25,619	44,291	6,435
社会保険	国民健康保険事業、 介護保険事業、 後期高齢者医療事業	1,056,003	196,519	859,484	124,870
生活保護	生活保護費支給事業、 被保護者支援等事業	501,547	376,396	125,151	18,183
保健衛生	予防接種事業、 母子保健事業、 健康増進事業など	256,162	50,502	205,660	29,879
合	計	4,399,456	2,164,543	2,234,913	324,700